

最 終 準 備 書 面

控訴人 株式会社早川書房

被控訴人 株式会社徳間書店

外 一 名

右当事者間の御序昭和五九年（ヘネ）第八一四号出版差止等請求控訴事件について、被控訴人徳間は、次のとおり陳述する。

昭和六〇年六月一九日

被控訴人徳間訴訟代理人

弁護士 斎藤

同 吉田

杉

明

弘

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三（六六四）四一〇七番（代）

第一 指訴人の昭和六〇年五月一三日付準備書面に対する反論

一、指訴人は、「単行本、文庫本などの継続的出版の場合にはその出版契約は、それがたとえ口頭であつたとしても、排他的独占的性格を持つものであつて、仮に出版権設定契約と言えなくとも、排他的許諾契約である」旨主張する。そしてその根拠として、「出版界には、出版後三年間は他社から出版しない」という慣行が厳然と存在し、口頭契約であつても、すべて排他的独占的で他社からは出版できないという認識がある」からだと主張する。

しかし右控訴人の主張は誤っている。出版界には控訴人が主張するような慣行は存在しない（徳間の昭和五九年一〇月一日付準備書面第一、二、4参照）。仮に、右慣行が一部認

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一號
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

められるとしても、そのことを根拠に著作者と出版社の契約内容を一律にきめる根拠とするとはできない。控訴人の主張は、一般的には単純許諾、特約ある場合にはじめて排他的許諾という原則と例外をさかさまにした論理であり、著作者の意思・人格を無視するものというべきであつて、とうてい認められない。

控訴人の主張は、一方的に出版社の期待横暴を正当化しようとするものというべきである。もともと著作権法は、著作等の無体財産を保護し、国民生活への文化的寄与を促進しようととするものである。しかるに控訴人は、出版社側だけの思惑(経済的事情)をもつて、「慣行」をふりまわし、契約内容を一律に決めようとしているのであって、右は文化的寄与

の側面からみても、時代錯誤もはなはだしいと言わざるを得ない。

単純許諾か排他的許諾かの判断は、両当事者間に客観的にみていかなる表示がなされ、いかなる内容の意思の合致があつたかだけが問題となるにすぎない。

2 出版権設定契約はむろんのこと、排他的許諾契約が認められるためには、両当事者の各契約内容についての明確な意思の合致がなければならない。

しかるに本件では、右いすれもこれを認めることは出来ないこと、被控訴人徳間の従前からの主張のとおりである。

本件の単行本「太陽風交点」についての出版契約は、原判決認定のとおり、単純許諾契約にすぎないのである。

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一號
〒103 横山町ダイカンドラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

なお原判決は、控訴人と堀との間の文庫本「太陽風交点」の出版契約の存在を認め、それも単純許諾契約であるとしているが誤りである。細井との昭和五五年一二月二一日の会話をもつて、契約の成立を認めるることはできないからである（徳間の昭和五九年一〇月一日付準備書面第二、一、2参照）。

二 控訴人は、被控訴人徳間の文庫本「太陽風交点」出版が、控

訴人の債権を侵害したとして不法行為に該当する旨主張する。しかし、右控訴人の主張は誤りであることすでに述べた（徳間の昭和五九年一〇月一日付準備書面第二、二参照）とおりであるが、さらに左のとおり、不法行為とならない理由を敷衍して述べる。

1 まず、「控訴人の出版に関する権利」は、原判決が正しく

認定したとおり、単行本についての単純許諾契約にもとづくものである。

控訴人は、しきりに排他的許諾契約にすりかえようとしているが、本件契約が排他的許諾契約でないこと前述のとおりである。

また、文庫本については、何の出版契約もないものであるから、控訴人は何らの権利も有しない。

2 次に、徳間に何らかの「侵害行為」があつたかについてであるが、控訴人の右出版に関する権利は、単行本「太陽風交点」の出版によつて総て満たされた（重版についての意思はなかつた）それに対する侵害行為は何もない。

仮に、文庫本について、控訴人に単純許諾契約があつたと

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一號
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

しても、被控訴人徳間が、控訴人の文庫本の出版を妨害した事はない（控訴人が文庫本を同時併列的に出版しようとすればできた）。控訴人が文庫本を出版しなかつた理由は、徳間の文庫本出版によるものでなく、他の理由によるものであつたこと自ら原審で主張しているとおりである）。

よつて、控訴人の被控訴人徳間にに対する「侵害行為の違法性の強さ」に関する主張は、ナンセンスというほかない。

控訴人は、「出版に反対である」といつているのに、徳間があえて文庫本を出版したとして、「出版界では空前絶後の慣行を無視した異常かつ違法な事態」であると最大級の非難をしているが、被控訴人徳間は、その言葉をそつくりそのまま控訴人へ返すものである。

もともと、控訴人は、徳間に対しして「出版するな」といえる立場にないのである。徳間は、著作権者である被控訴人堀との間で締結した正当なる出版権設定契約に基づいて、出版しようとしていたのであつて（正当な権利行使）、それを控訴人がさしつかましく止めることはできないはずであり、また、控訴人の意に反して出版したからといって、「異常かつ違法な事態」と非難する方こそ、まさに「異常かつ違法」というべきだからである。右に関する控訴人引用の小汀証言は、片寄つた考え方（乙一一号証参照）による証言で、何ら控訴人の主張を裏付けるものではない。

3　さらに、被控訴人徳間は、控訴人の権利を侵害する「認識（故意）」もまた、右認識を欠くことにつき過失もない。

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一號
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

徳間は、これまで再三に亘り述べてきたとおり、控訴人の契約は単行本についての単純許諾契約と解してきたりし、そう解することにつき全く過失がないからである。

よつて、控訴人がこの点に関し強調する(1)乃至(4)の理由は全くあたらない(1)(2)の期間については何ら問題にならず、(3)の理由のないこと前記のとおり。(4)の損害の予測はしていなかつた。単行本は、すでに大型書店へ本屋)にすら置いていはず、文庫本についての出版権はないと解していただから)。

4 付加するに、被控訴人徳間の文庫本出版により、控訴人は何らの損害を蒙っていない。

控訴人には文庫本を出版する権利はもともとなかつたのである。仮に出版許諾契約ありとするも、徳間の出版により出

版をとりやめたのではなく、因果関係を欠く。単行本については元々重版の意思なく、かえつて徳間の文庫本の出版が宣伝になつて以前より売れたはずである。

5 被控訴人堀の「太陽風交点」が第一回日本SF大賞を受賞したのに、控訴人出版にかかる単行本「太陽風交点」は、大型書店にもない状態であつた。にもかかわらず控訴人は、被控訴人堀に重版の許しをとりつけず、重版の意思がなかつた。そこで被控訴人徳間は、読者の期待に応えるべく、堀との間で文庫本についての出版権設定契約を締結したのである。よつて、徳間の文庫本の出版は、正当な権利行為であつて、他から非難される理由は全くない。徳間が穏便に事をおさめるため、金員支払の申し入れまでしていること、またその意味

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一号
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七〇番(代)

内容については、原審で述べたとおり（この点に関する布川氏の意見は、事実を正確に認識していないことからくる誤りを犯している。なお、乙一一号証参照）。

6 仮に本件に関し不法行為責任が問われるとすれば、まさに逆で、控訴人こそ追及されてしまうべきである。すなわち、控訴人は、不当な言いがかりをつけて徳間の出版を違法に妨害し、堀の著作物を出版させないことにして著作物を読者の目にふれないようにして闇にほうむりさうとし、著作権を侵害したからである。

第二 控訴人の昭和六〇年五月一三日付「最終準備書面」に対する

反論

右控訴人の各主張に対しても、これまでの被控訴人らの主張

(反論)で言いつくされているのでそれらに譲るが、念のため次の点について触れておく。

一 控訴人は、右書面四(3)の(イ)(ロ)において、(イ)の三年以内に出版された本の点数を(ロ)において全出版点数に対する割合で比較し、いずれもごく少数である旨主張している。

しかしながら全出版点数がすべて文庫化もしくは重版されているのではなく、売れ行きの高いものに限られるのであるから、全出版点数に対する割合に置きかえてしまうこと自体統計数字として使用できないものというべきである。

二 控訴人の各主張は、出版社がささいな予防措置(文書による明確な契約の締結、登録)で、自らの利益ならびに著作者の利

事務所 東京都中央区日本橋横山町三番一號
〒103 横山町ダイカンプラザ 七〇四号室
電話〇三(六六四)四一〇七番(代)

益が守られるのに、それをせず、自らの横暴・甘い期待を強行しようとして、無理な論理を開展しているにすぎない。

口頭契約による契約内容の曖昧さからくる不利益は、口頭契約をした者が負わなければならぬ（乙一一号証参照）。控訴人の主張は法律的でなく、出版界の“悪しき先例”を強引に法的に認めさせようとする時代逆行的主張というべきである。

出版社と著作者との関係は、ズボラなものが得をしない、どちらにも片寄らない調和のとれた、健全な関係でなければならず、それが維持されてこそ著作・出版の健全な発展が可能となり、出版文化に寄与できるものと信ずる。

嘉
藤
弘
法律事務所